

茨城県報

第7230号

昭和59年3月26日

月曜日

目次

告示

	ページ
●新規土地改良事業の審査(2件)(農地管理課).....	1
●土地収用法に基づく事業の認定(用地課).....	2
●道路の区域変更(2件)(道路維持課).....	2
●道路の供用開始(3件)().....	3
●下利根川小貝川沿岸水害予防組合の廃止(河川課).....	4
●都市計画事業の変更認可(下水道課).....	5
●指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正(出納第一課).....	5
●土地改良区役員の就退任(土地改良事務所).....	6

(公安委員会)

●交通規制の一部改正.....	7
-----------------	---

公告

●地域食品認証事業者の名称等(流通園芸課).....	10
----------------------------	----

告示

茨城県告示第435号

新治郡出島村大字加茂3398番地桜井喜之助ほか5名から昭和59年1月20日付けで認可申請のあつた赤塚地区土地改良事業(共同施行)は、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年3月26日

茨城県知事 竹内 藤 男

1 縦覧に供する書類

- (ア) 赤塚地区土地改良事業共同施行規約の写し
- (イ) 赤塚地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和59年3月29日から昭和59年4月17日まで

3 縦覧の場所 出島村役場

茨城県告示第436号

新治郡出島村大字南根本 710 一 1 番地萩原雅男ほか 9 名から昭和59年1月20日付けで認可申請のあつた南根本地区土地改良事業（共同施行）は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年3月26日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

- (ア) 南根本地区土地改良事業共同施行規約の写し
- (イ) 南根本地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和59年3月29日から昭和59年4月17日まで

3 縦 覧 の 場 所 出島村役場

茨城県告示第437号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のとおり告示する。

昭和59年3月26日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 起業者の名称 山方町

2 事業の種類 山方町長沢公会堂建設事業

3 起 業 地

- (1) 収用の部分 那珂郡山方町大字長沢字前原地内
- (2) 使用の部分 な し

4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
山方町役場

茨城県告示第438号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、昭和59年3月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和59年3月26日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 下宿常陸鴻巣停車場線

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡那珂町大字飯田 字中新田東2439番1地先から	旧	メートル 最大 25.00	メートル 2,323.50	
		最小 4.00		
		最大 45.00	5,135.00	
		最小 5.50		
那珂郡那珂町大字鴻巣字油免 1261番4地先まで	新	メートル 最大 25.00	2,532.00	道路工事完了による
		最小 4.00		
		最大 62.00	5,044.00	区域変更
		最小 4.50		

茨城県告示第439号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和59年3月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和59年3月26日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 茨城岩間線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
西茨城郡岩間町大字押辺 字百切3157番から	旧	メートル 最大 16.00	メートル 223.00	
		最小 16.00		
西茨城郡岩間町大字押辺 字下原2599番74まで	新	最大 31.00	223.00	常磐自動車道建設に 伴う拡幅による区域 変更
		最小 19.50		

茨城県告示第440号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和59年3月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和59年3月26日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道下宿常陸鴻巣停車場線

- 2 供用開始の区間
那珂郡那珂町大字飯田字蟹内2643番 5 から
那珂郡那珂町大字鴻巣字新野748番 5 まで
- 3 供用開始の期日 昭和59年 3 月 26 日

~~~~~

**茨城県告示第441号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和59年 3 月 26 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和59年 3 月 26 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道茨城岩間線
- 2 供用開始の区間  
西茨城郡岩間町大字押辺字百切3157番から  
西茨城郡岩間町大字押辺字下原2599番74まで
- 3 供用開始の期日 昭和59年 3 月 26 日

~~~~~

茨城県告示第442号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和59年 3 月 26 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和59年 3 月 26 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道水戸鉾田佐原線
- 2 供用開始の区間
東茨城郡大洗町磯浜町字大洗下寄大貫境6881番88から
東茨城郡大洗町大貫町64番まで
- 3 供用開始の期日 昭和59年 3 月 26 日

~~~~~

**茨城県告示第443号**

水害予防組合法（明治41年法律第50号）第15条第1項の規定により、下利根川小貝川沿岸水害予  
防組合を昭和59年 3 月 31 日限り廃止する。

昭和59年 3 月 26 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

~~~~~

茨城県告示第444号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

昭和59年3月26日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 施行者の名称 潮来町

2 都市計画事業の種類及び名称

潮来都市計画下水道事業潮来町公共下水道

3 事業施行期間 昭和48年3月5日から昭和66年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和58年3月22日茨城県告示第496号の事業地に

行方郡潮来町大字辻字宮下

行方郡潮来町大字延方字稲井川を加える。

(2) 使用の部分

昭和58年3月22日茨城県告示第496号の事業地に

行方郡潮来町大字潮来字北塙，字大六天下，字弁才天下，字天王台，字弥宣脇の全域，字柳町の一部

行方郡潮来町大字辻字中辻，字後明前，字兼平台，字横田，字根塔の全域，字南作，字根崎，字宮下，字前川添，字樋ノロの一部

行方郡潮来町あやめ全域

行方郡潮来町大字延方字千部塚下，字下高野内，字一丁目，字高野内，字稲井川，字須賀，字白幡後，字白幡の全域，字ホウジ沼，字内田前，字後田，字稲井川下，字天神下，字戸崎，字曲松，字上スカ，字下沼，字中玉木，字内田の一部を加える。

茨城県告示第445号

昭和56年4月1日茨城県告示第486号の3で告示した指定金融機関及び収納代理金融機関の一部を次のように改正し，昭和59年3月1日から適用する。

昭和59年3月26日

茨城県知事 竹 内 藤 男

第2項に次の1号を加える。

(1) 科学万博いばらきパビリオン建設募金

茨城県告示第446号

行方郡玉造町甲4241に事務所を置く玉造町土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があつたので、同条第17項の規定により公示する。

昭和59年3月26日

茨城県銚田土地改良事務所長 大 山 光 男

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡玉造町甲4892	理 事	沼 田 啓	
" " 甲4549	"	若 杉 勇一郎	
" " 甲4482	"	松 澤 義 正	
" " 甲273	"	鈴 木 三 郎	
" " 甲239	"	田 中 照 雄	
" " 甲1821	"	栗 山 豊太郎	
" " 甲1482	"	高 野 左武郎	
" " 甲1932—1	"	小松崎 毅	
" " 甲1558	"	貝 塚 英 樹	
" " 甲 ⁴⁴⁶³ / ₄₄₆₄) 合併	"	菅 谷 照 雄	
" " 甲4241	"	金 井 新次郎	
" " 甲2728—1	"	中 田 正 成	
" " 甲5435	"	斉 藤 孝 司	
" " 大字手賀191	"	来 栖 順 一	
" " 甲4612	監 事	大和田 光 司	
" " 甲4464	"	見 川 七 衛	
" " 甲696	"	小 島 信 男	
" " 大字手賀2638—2	"	出 沼 芳 男	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡玉造町甲4241	理 事	金 井 新次郎	
" " 甲239	"	田 中 照 雄	
" " 甲1821	"	栗 山 豊太郎	
" " 甲4892	"	沼 田 啓	
" " 甲4506	"	代々木 力 男	
" " 甲4482	"	松 澤 義 正	

"	"	甲129—4	"	本 沢 康 之
"	"	甲273	"	鈴 木 三 郎
"	"	甲1482	"	高 野 左 武 郎
"	"	甲1932—1	"	小 松 崎 毅
"	"	甲1558	"	貝 塚 英 樹
"	"	甲4463	"	菅 谷 照 雄
"	"	甲702	"	大 久 保 昭 一
"	"	甲2728—1	"	中 田 正 成
"	"	甲3417—2	"	飯 島 吉 次
"	"	甲5435	"	齋 藤 孝 司
"	"	大字手賀521	"	高 塚 文 雄
"	"	甲4612	監 事	大 和 田 光 司
"	"	甲4464	"	見 川 七 衛
"	"	甲696	"	小 島 信 男
"	"	大字手賀109—1	"	星 野 光 弘

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第9号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第4条第1項の規定により、茨城県公安委員会が行う交通規制(昭和45年茨城県公安委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。

昭和59年3月26日

茨城県公安委員会委員長 関 正 夫

別表第2 勝田警察署管内の表中884の項の次に次のように加える。

885	市 道	勝田市大字東石川3386番の1先から同市大字東石川3398番の1先まで (大島公園西側から向かい側まで)
886	市 道	勝田市大字東石川3398番の1先から同市大字東石川3390番の6先まで
887	市 道	勝田市大字東石川3390番の6先から同市大字東石川3386番の1先まで

同表 鹿島警察署管内の表中183の項を次のように改める。

183	削 除
-----	-----

同表 土浦警察署管内の表中277から279までの項を次のように改める。

277	削 除
-----	-----

278	削 除
279	削 除

同表中1282の項の次に次のように加える。

1283	市 道	土浦市港町一丁目3434番の1先から同町一丁目3459番の2先まで (土浦駅東口入口交差点小松側)
1284	市 道	土浦市港町一丁目3459番の5先から同町一丁目3459番の2先まで (土浦駅東口入口交差点湖北町側)
1285	市 道	土浦市湖北二丁目2番15号先から同市湖北一丁目6番25号先まで (霞ヶ浦浄化センター北側交差点小松側)
1286	市 道	土浦市湖北一丁目6番25号先から同市湖北一丁目7番4号先まで (霞ヶ浦浄化センター北側交差点跨線橋側)
1287	市 道	土浦市湖北一丁目7番4号先から同市湖北二丁目8番1号先まで (霞ヶ浦浄化センター北側交差点木田余側)
1288	市 道	土浦市湖北二丁目8番1号先から同市湖北二丁目2番15号先まで (霞ヶ浦浄化センター北側交差点土浦港側)
1289	県 道 土浦 竜ヶ崎線	土浦市小岩田東一丁目1326番の1先から同市桜ヶ丘町13番1号先まで (土浦消防署南分署東側交差点右側)
1290	県 道 土浦 竜ヶ崎線	土浦市霞ヶ岡町1373番の4先から同市桜ヶ丘町1355番の1先まで (土浦消防署南分署東側交差点小松坂下側)
1291	市 道	土浦市桜ヶ丘町13番1号先から同町1355番の1先まで (土浦消防署南分署東側交差点三番橋側)

同表 石岡警察署管内の表中949の項の次に次のように加える。

950	国 道 6 号	新治郡千代田村大字下稲吉2644番の1先から向かい側まで
951	村 道	新治郡千代田村大字下稲吉2044番の2先から同村大字下稲吉2644番の1先まで (茨城三菱ふそう土浦サービス工場北東側から向かい側まで)

同表 水海道警察署管内の表中297の項の次に次のように加える。

298	国 道 294 号	水海道市森下町4526番先から向かい側まで (クサマ産業南側から向かい側まで)
299	市 道	水海道市森下町3962番先から向かい側まで (嘉陽軒食堂北東側から向かい側まで)

同表 古河警察署管内の表中801の項の次に次のように加える。

802	国 道 4 号	古河市下山町17番37号先から同市大字古河761番先まで (斉藤弘司方西側から鈴木栄次方東側まで)
-----	------------	--

別表第2の2 土浦警察署管内の表中99の項の次に次のように加える。

100	市 道	土浦市湖北二丁目2番15号先から同市湖北一丁目6番25号先まで
-----	-----	---------------------------------

101	市 道	土浦市湖北一丁目 6 番 25 号先から同市湖北一丁目 7 番 4 号先まで
102	市 道	土浦市湖北一丁目 7 番 4 号先から同市湖北二丁目 8 番 1 号先まで
103	市 道	土浦市湖北二丁目 8 番 1 号先から同市湖北二丁目 2 番 15 号先まで

同表 水海道警察署管内の表中34の項の次に次のように加える。

35	国 道 294 号	水海道市森下町4526番先から向かい側まで (クサマ産業南側から向かい側まで)
36	市 道	水海道市森下町3962番先から向かい側まで (喜陽軒食堂北東側から向かい側まで)

別表第 4 石岡警察署管内の表中23の項の次に次のように加える。

24	市 道	石岡市国府七丁目 5 番 16 号先から同市総社二丁目 7 番 2 号先まで (美容コバヤシ南側から鈴木康正方北側まで)	520	日 曜 休 日 を 除 く 午 前 7 時 30 分 から 午 前 8 時 30 分 まで	車 両 (自 転 車 を 除 く)
25	市 道	石岡市総社二丁目 3 番 27 号先から同市総社二丁目 3 番 14 号先まで (池田光雄方南側から以後崎庄方東側まで)	200	日 曜 休 日 を 除 く 午 前 7 時 30 分 から 午 前 8 時 30 分 まで	車 両 (自 転 車 を 除 く)
26	市 道	石岡市総社二丁目 2 番 12 号先から同市総社一丁目 2 番 18 号先まで (鈴木喜一方南側から富岡房蔵方東側まで)	200	日 曜 休 日 を 除 く 午 前 7 時 30 分 から 午 前 8 時 30 分 まで	車 両 (自 転 車 を 除 く)

別表第 7 石岡警察署管内の表中134の項の次に次のように加える。

135	石岡市総社二丁目 7 番 2 号先 (鈴木康正方北側交差点)	下志筑方面からの右折及び国府三丁目方面からの右折を禁止	日 曜 休 日 を 除 く 午 前 7 時 30 分 から 午 前 8 時 30 分 まで	車 両 (自 転 車 を 除 く)
136	石岡市総社二丁目 2 番 12 号先 (鈴木喜一方南側交差点)	下志筑方面からの左折及び国府三丁目方面からの右折を禁止	日 曜 休 日 を 除 く 午 前 7 時 30 分 から 午 前 8 時 30 分 まで	車 両 (自 転 車 を 除 く)
137	石岡市総社二丁目 3 番 14 号先 (以後崎庄方東側交差点)	県道石岡筑波線方面からの右折及び国府七丁目方面からの左折を禁止	日 曜 休 日 を 除 く 午 前 7 時 30 分 から 午 前 8 時 30 分 まで	車 両 (自 転 車 を 除 く)
138	石岡市国府七丁目 5 番 16 号先 (美容コバヤシ南側交差点)	国道 6 号土浦方面から国府中方面への左折及び国道 6 号水戸方面から国府中方面への右折並びに国道 355 号国府七丁目方面から国府中方面への右折を禁止	日 曜 休 日 を 除 く 午 前 7 時 30 分 から 午 前 8 時 30 分 まで	車 両 (自 転 車 を 除 く)

別表18 鹿島警察署管内の表中348の項を次のように改める。

348	削 除
-----	-----

同表中350の項を次のように改める。

350	削 除
-----	-----

同表 竜ヶ崎警察署管内の表中305の項を次のように改める。

305	削 除
-----	-----

同表中418の項を次のように改める。

418	削 除
-----	-----

同表 石岡警察署管内の表中1790の項の次に次のように加える。

1791	石岡市国府七丁目7番47号先 (石岡市公共下水道ポンプ北西向かい側)
------	---------------------------------------

同表 下妻警察署管内の表中297及び298の項を次のように改める。

297	削 除
298	削 除

公 告

●地域食品認証事業者の名称等

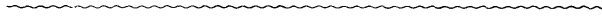
茨城県地域食品認証規則（昭和52年茨城県規則第2号）第6条第1項の規定により、次のとおり地域食品及び製造事業者を認証した。

昭和59年3月26日

茨城県知事 竹 内 藤 男

認証食品の品目	認証事業者の氏名又は名称	製造所の所在地
豆 腐	株 式 会 社 天 狗	水海道市内守谷4128
油 揚 げ	株 式 会 社 天 狗	水海道市内守谷4128
こんにやく	高 畠 幸 男	那珂郡瓜連町大字瓜連19

こんにやく	笹 島 茂	常陸太田市馬場町595—2
こんにやく	株 式 会 社 天 狗	水海道市内守谷4128



★ 県政の総覧 () 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課までお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 2,000 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所